金商法 167 条 1 項 6 号の「その者の職務に関し知った」とされた事例

【文 献 種 別】 決定／最高裁判所第三小法廷
【裁判年月日】 令和 4 年 2 月 25 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（あ）第 96 号
【事　件　名】 金融商品取引法違反被告事件
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 金融商品取引法 167 条 1 項 6 号
【掲　載　誌】 刑集 76 巻 2 号 139 頁、判時 2551 号 131 頁、判タ 1504 号 105 頁、金法 2207 号 76 頁、裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25571977

国士舘大学教授 **滿井美江**

事実の概要

C 株式会社は、東証上場の子会社である D 株式会社の株券の公開買付け（以下、「本件公開買付け」という）を行うことを決定し、その実施に向けた支援業務の提供を受けるため、A 証券会社とファイナンシャルアドバイザリー契約を締結した。A 社では F 部が当該業務を担当しており、同部の従業者は、担当案件の公表前情報が担当外の従業者に知られないよう発言に注意し、案件名等で社名が特定されないような呼称を用いることとされていた。本件公開買付け案件は「Infinity」と呼ばれ、実務担当者であるジュニアの B ら数名が担当していた。F 部では、上司がジュニアの繁忙状況を把握するため、ジュニアは担当業務の概要を同部の共有フォルダ内の一覧表（以下、「本件一覧表」という）に記入することとなっており、F 部所属の従業者であれば本件一覧表にアクセスできた。F 部のジュニアである被告人は、本件公開買付け案件の担当ではなかったが、本件一覧表の B の欄を閲覧し、B が Infinity 案件担当であり、A 社とファイナンシャルアドバイザリー契約を締結している上場会社が、その上場子会社の公開買付けを行って完全子会社にする案件である事実を知った。さらに、被告人は B と同じ室内で執務しており、B の電話中の発言が聞き取れる自席にいたところ、B が通話中の不注意から顧客社名として「C」と口にするのを聞き、Infinity 案件の公開買付者が C 社である事実を知った。その後、被告人は、インターネットで C 社の有価証券報告書を閲覧して上場子会社が D 社のみであることを確認し、本件公開買付けの対象が D 社の株券である事実を知った。

被告人は、知人 E に予め D 社の株券を買い付けさせて利益を得させる目的で、本件公開買付けの実施に関する事実の公表前に E に同事実を伝達し、E において、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前に、東証で D 社株券 29 万 6000 株を代金 5326 万 8100 円で買い付けた。

決定の要旨

「F 部に所属する A 社の従業者であった被告人は、その立場の者がアクセスできる本件一覧表に社名が特定されないように記入された情報と、F 部の担当業務に関する B の不注意による発言を組み合わせることにより、C 社の業務執行を決定する機関がその上場子会社の株券の公開買付けを行うことについての決定をしたことまで知った上、C 社の有価証券報告書を閲覧して上記子会社は D 社であると特定し、本件公開買付けの実施に関する事実を知るに至ったものである。このような事実関係の下では、自らの調査により上記子会社を特定したとしても、証券市場の公正性、健全性に対する一般投資家の信頼を確保するという金融商品取引法の目的に照らし、被告人において本件公開買付けの実施に関する事実を知ったことが同法 167 条 1 項 6 号にいう『その者の職務に関し知つ

たとき』に当たるのは明らかである。」

判例の解説

一　本決定の意義

金融商品取引法（以下、「金商法」という）167条の2第2項は、167条1項6号の公開買付者等と契約を締結するなどしている法人の役職員が、当該契約の締結等に関し公開買付け等の実施に関する事実をその職務に関して知ったとき、他人に対し、当該事実の公表前に、公開買付け等に係る株券等の買付け等をさせることにより当該他人に利益を得させる目的をもって当該事実を伝達することを禁じている[1)]。本件は、公開買付け等事実の公表前に、上記職員である被告人が、未公表情報を知人に伝達していわゆるインサイダー取引を行わせた事案で、被告人が公開買付けの実施に関する事実を知ったことに関し、167条1項6号の「職務に関して知ったとき」の文言の意義が争点となった初めての最高裁決定である[2)]。なお、第一審（大阪地判令2・6・8）は被告人の地位や事実認識の経緯に照らして「職務に関し知った」場合に該当するとし、原審（大阪高判令2・12・18）もこれを是認している。

二　「職務に関し知った」の意義

金商法は、会社関係者等がその職務等に関して、投資判断に影響を及ぼす未公表の事実を知り、公表前にその会社の上場株券等の取引をすること（内部者取引またはインサイダー取引）を禁じている。規制理由は、公表されなければそのような事実を知り得ない一般投資家と比較して特権的立場に立つもので、著しく不公平であり、証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼を損なうためと説明されている[3)]。167条1項の定める公開買付者等関係者によるインサイダー取引規制の対象者は、職務に関して未公表の重要事実を知った会社関係者によるインサイダー取引規制である166条1項の対象者とほぼパラレルな内容になっており、重要事実についての解釈は、公開買付け等事実にも妥当すると解されている[4)]。167条1項6号に相当する166条1項5号の「職務に関し知った」とは、同項1号と同様に、職務行為自体により知った場合のほか、職務と密接に関連する行為により知った場合も含み、具体的に担当している事務である必要はなく、誰から聞いたかなどの知った方法は問わない[5)]。インサイダー取引が疑われる場面での該当性については、①どのような方法や態様等で知った場合に該当するか、②社内外の複数の経路から得た情報を組み合わせて知った場合は該当するか、という2つの論点で議論されており[6)]、裁判例としては、公募増資事案で行政処分の無効確認等が争われた東京高判平29・6・29判時2369号41頁（以下、「平成29年東京高判」という）と、東京地判令元・5・30金判1572号14頁（以下、「令和元年東京地判」という）で検討されている。

1　「職務に関し知った」に該当する態様

金商法166条1項5号に該当する場合として、平成29年東京高判は、「その者が……主要な事実を単に認識したというだけでは足りず、……その方法や態様等を問わないものの、……重要事実が法人内部においてその者に伝播したもの（流れて、伝わったもの）と評価することができる状況」を必要としたが、この「伝播」を要するとの判示に対し、学説からは一般的な理解や条文の文言からは乖離しているとの強い反論がある[7)]。令和元年東京地判は、「……契約担当役員等から担当外役員等に対し、重要事実に係る情報の全部又は一部が直接に伝達されることを要するものではないが、少なくとも、……その契約担当役員等と担当外役員等との直接又は間接の職務上の関わり合いを通じて、当該担当外役員等の知るところとなったことを要する」として、伝達は不要だが、契約担当役員等に起因することを求めるもので、学説は概ね、従来からの解釈を踏襲した妥当なものとして肯定的に捉えている[8)]。

本決定の原審は、「被告人は、……同社の従業員としてこれを知り得る立場にあることに基づき、Bらとの職務上の関わり合いを通じて、その事実を知ったものと認められる」とした。この判示は令和元年東京地判を踏襲するもので、妥当であり[9)]、実務上の考え方は概ね固まってきたと評価されている[10)]。

2　複数情報の組み合わせにより知った場合

重要事実について契約担当者からその一部を知り、他の情報を組み合わせることによって重要事実を「知った」場合も、金商法166条1項5号

に該当するであろうか。立法担当者は、同項の「『重要事実を……知ったもの』は、投資者の投資判断に影響を及ぼすべき当該内容の一部を知った者を含む。」とする[11]。学説は、証券会社において重要事実は厳重に管理されることとなっているので、重要事項全容が外に伝わることは少ないが、断片的な情報の組み合わせによる場合が多いと考えられ、そのような場合を規制対象から一律に除外すれば、規制の趣旨が没却されることを懸念しており[12]、規制当局も同様の見解である[13]。

平成29年東京高判は、「複数の断片的な情報には、上場会社等に由来しない法人内部の事実や、重要事実とは関係がないような事実も含み得るものであって、……営業員個人の資質に左右される主観的な推測との区別を曖昧なものとし、客観性、明確性に欠ける」「……法がその禁止の対象とする個々の内部者取引について、内部情報の流通形態ごとにその主体や禁止行為の類型等の構成要件の細目を具体的に規定している趣旨に沿うものとはいえない。」として、複数情報の組み合わせについては否定的ともとれる立場を示した。これに対しては、他の投資者と比較して特権的立場に立ち情報格差があることや、一部でも示唆情報を知れば情報精度が格段に高まることなどから、インサイダー取引規制から排除すべきでないとする批判が加えられている[14]。一方で令和元年東京地判は、「……別経路による情報は単なる推測や噂にとどまるものであったが、内部情報によりこれが確実なものであると裏付けられた場合などは、これに当たる……。」として、組み合わせにより重要事実を知った場合は該当するとし、判例評釈も概ね妥当と評価している[15]。

本決定の原審は、被告人は契約担当者から、対象子会社以外の「公開買付けの内容の主要な部分を知ったものといえ」、対象子会社は「……少し調査すれば容易に分かることである。このような場合には、被告人が被買付会社を特定した方法が自ら調査した結果であったとしても、……その職務に関し知ったものと評価することができる。」とするが、これが、内部情報それ自体で公開買付けの実施に関する事実を知ったとする趣旨であれば、複数情報の組み合わせに関する論点として直接判断していないことになる[16]。

三　本決定の検討

1　「職務に関し知った」の該当性

本事案は、契約担当者に伝達の意思はなかったが、被告人がその立場によりアクセスできた共有フォルダ内の完全子会社化のため公開買付けを実施する情報（情報①）の閲覧と、契約担当者の不注意発言により偶発的に公開買付者の社名（情報②）を聞いたことで公開買付けの実施の決定（公開買付けの実施に関する対象子会社以外の事実）を知り、さらに公開情報である有価証券報告書を閲覧して対象子会社（情報③）を特定して、公開買付けの実施に関する事実を知ったものである。

本決定は、被告人が自らの職務上のアクセス権限により情報①を、公開買付けに関わる部署内で契約担当者の電話の会話が聞き取れる距離に席があったことから偶発的に情報②を取得したことを、「職務に関し知った」に該当するとした。本事案は契約担当者に情報伝達の意思はなかったといえる状況であるので、本決定は、平成29年東京高判が要するとした「伝播」や「伝達」を不要としていると読める[17]。公開買付け支援業務を担当するF部の被告人が、情報アクセス権限を付与され、情報を聞き取れる執務場所に配置されていたことは、「一般投資家と比較して未公表情報を知り得る特権的立場」と評価できる。これらを利用して情報を取得したことを「職務に関し知った」とする本決定の解釈は、立法担当者や、有力学説および令和元年東京地判・本決定原審の見解に沿うもので、妥当なものとして支持できる[18]。

次に「複数情報の組み合わせにより知った場合」に関しては、本決定の下級審判示では必ずしもその扱いは明らかでなかった[19]が、本決定は情報①と②を「組み合わせることにより、……公開買付けを行うことについての決定をしたことまで知った」とする。公開買付けの実施に関する事実には対象子会社（情報③）も含まれるが、本事案は、公開情報である有価証券報告書を閲覧すれば対象子会社が1社であることを容易に特定できる[20]ので、情報①と②の組み合わせで公開買付けの実施に関する事実を知ることが可能であり[21]、同一の契約担当者に起因した情報①と②の組み合わせに特段の専門的知識や分析は要しない。被告人弁護士が主張する「自らが調査して特定したものであるから、職務に関し知ったと評価できない」ケースでないことは明らかで、また、平成29年東京高判が判示した「営業員個人の資質に左右さ

れる主観的な推測との区別を曖昧なものとし、客観性、明確性に欠ける」ことも懸念されない。そのように捉えれば、本決定の「複数情報の組み合わせ」とは、既述の裁判例や学説が論じている「複数情報の組み合わせ」の態様とは異なり、要件該当性についての検討や議論は不要で、処罰範囲が不明確になることもない。

なお、本決定には、「『証券市場の公正性、健全性に対する一般の信頼を確保するという金融商品取引法の目的』のみから結論を導いているようにみえることには、……物足りなさを覚える」との批判がある[22]が、本事案は、情報取得の事実関係において「職務に関し知った」の該当性は明らかで、市場を支える公的な役割を担う証券会社の重要なインサイダー情報が扱われている部署の中枢において、社員が情報管理態勢の隙を突く・盗み聞きを行うことにより悪意をもって情報を探索・取得して知人に伝達した[23]ものであり、妥当と思われる。

2　本決定の射程

本決定は、公開買付者等関係者の禁止行為を定める金商法 167 条 1 項 6 号の「職務に関し知った」に該当する態様として、学説が一般的理解としていた「担当役員等からの伝達は不要」とするもので、この解釈は、会社関係者の禁止行為を定める 166 条 1 項 5 号にも適用し得る。本決定は情報伝達罪を前提とするが、行政処分の事案にも及び得る。

「複数情報の組み合わせ」については、本決定中に文言はあるものの、同一契約担当者から得た情報のみで公開買付けの実施に関する事実を特定できる事実関係にあり、従来の議論や裁判例における情報取得の態様とは異なる。この論点への影響はない[24]。

●――注

1）刑事罰・課徴金が科せられるには、さらに情報受領者による当該株券等の売買等を要する（197 条の 2 第 15 号、175 条の 2 第 2 項）。

2）本決定判批として、内藤恵美子・曹時 75 巻 4 号（2023 年）182 頁、松岡啓祐・金判 1662 号（2023 年）2 頁、弥永真生・ビジネス法務 2022 年 7 月号 88 頁、萬澤陽子・ジュリ 1576 号（2022 年）118 頁、鈴木優典・ジュリ臨増 1583 号（令 4 重判解）142 頁、大山徹・刑ジャ 73 号（2022 年）160 頁、浅井弘章・銀法 883 号（2022 年）67 頁。

3）横畠裕介『逐条解説インサイダー取引規制と罰則』（商事法務研究会、1989 年）35 頁。

4）内藤・前掲注 2）190 頁。

5）横畠・前掲注 3）36 頁、44 頁。

6）今井誠ほか「金商法 166 条 1 項 5 号の『職務に関し知った』に関する考察」商事 2285 号（2022 年）21 頁。

7）松岡啓祐「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）20 号（2017 年）161 頁、湯山智教「判批」ジュリ 1529 号（2019 年）110 頁。一方で通説的見解と異ならないとの評価もある。梅本剛正「判批」リマークス 61 号（2020 年）108 頁。

8）梅本・前掲注 7）108 頁、松尾健一「判批」金法 2145 号（2020 年）56 頁、陳宇「判批」法研 93 号 7 号（2020 年）121 頁。

9）松岡啓祐「判批」金判 1662 号（2023 年）4 頁。

10）今井・前掲注 6）26 頁。

11）横畠・前掲注 3）35 頁。

12）湯山・前掲注 7）110 頁、陳・前掲注 8）、行澤一人・ジュリ臨増 1544 号（令元重判解）109 頁。

13）今井・前掲注 6）28 頁。

14）湯山・前掲注 7）110 頁、松尾・前掲注 8）57 頁、陳・前掲注 8）104 頁、行澤・前掲注 12）109 頁。

15）湯山智教「判批」ジュリ 1545 号（2020 年）101 頁、陳・前掲注 8）121 頁、行澤・前掲注 12）109 頁。ただし、単に重要情報の一部を知るだけで規制違反とするのではなく、「投資判断への影響」を問うべきとの指摘がある。梅本・前掲注 7）108～109 頁。

16）今井・前掲注 6）27 頁。

17）鈴木・前掲注 2）143 頁、内藤・前掲注 2）199 頁。

18）大山・前掲注 2）169 頁。

19）松岡・前掲注 2）5 頁。

20）原審の事実認定によれば、C 社の有価証券報告書の関係会社の状況の項目には、C 社が 52 パーセント余りの株式を有している上場子会社として D 社が記載されており、かつ、同項目にはほかに C 社による公開買付けの対象となり得る子会社は記載されていなかった。

21）仮に、情報①と②を投資家が公表前に知ったとすれば、その投資判断に重大な影響を及ぼし、特別な分析力を要することなく D 社にたどり着く。内藤・前掲注 2）200 頁。

22）弥永・前掲注 2）90 頁。

23）松岡・前掲注 2）5 頁。

24）取得情報が概括的な内容であったり、専門的な知識経験を活用して事実を特定したような場合の処理について、本決定は何等かの示唆を与えるものではない。内藤・前掲注 2）200 頁。